

道路反射鏡の設置に係る共架技術基準

東電タウンプランニング株式会社

2019年4月1日 発効

(適用範囲)

第1条 共架事業者が所有する道路反射鏡を東京電力パワーグリッド株式会社（以下、東電PGという）の電柱へ取り付ける共架工事は、この共架技術基準により実施するものとし、東電タウンプランニング（以下、当社という）は、この基準に基づいて良否判断や検分等を行う。

(共架柱の種類)

第2条 共架事業者が道路反射鏡取付を目的に共架柱として使用する東電PGの電柱は7m以上のものとする。

ただし、東電PGの地中立上げケーブル施設柱または5年以内に撤去予定がある電柱には、原則として施設してはならない。

(共架設備)

第3条 共架事業者の施設する道路反射鏡は、次のとおりとする。

- (1) 反射鏡およびそれに付属する取付け金具とし、反射鏡は、直径800mm以内の丸形か、縦600mm*横800mm以内の角型のいずれかとする。鏡以外の部分は周囲環境に配慮した色彩を用いることとする。
- (2) 共架事業者が取付ける共架設備は、十分な耐久性および強度を有するものとする。
- (3) 取付けにあたっては、緩み等により反射鏡が傾斜または落下することのないよう、共架事業者の責任において適切な措置を講じるものとする。
- (4) 反射鏡は、原則として図1の取付け金具を使用し、反射鏡が電柱と接触しない様に施設し、いかなる場合においても電柱に直付けしてはならない。取付けは、電柱1基に対し2枚までとする。

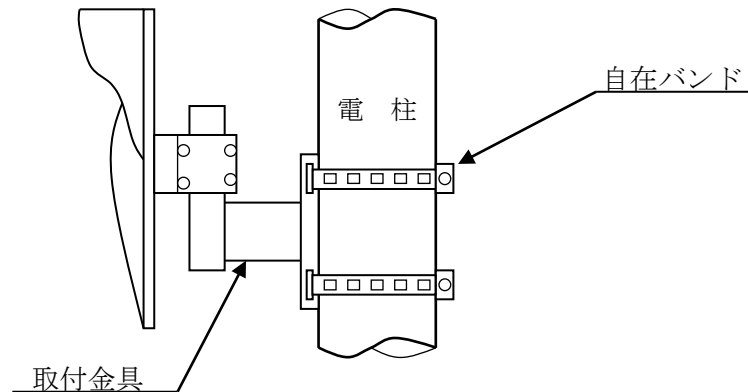


図1 電柱取付け金具イメージ

(共架設備の位置)

第4条 東電 PG の電柱に共架する場合、車両の往来に支障を生じない様に反射鏡を施設することとし、路面から反射鏡下端部までの施設高さは、2.5mを標準とする。

- ① 他の共架物、施設箇所の高低差、反射鏡の下部の自転車等の通行状況を鑑み安全を確保する等により施設高さを1.8m～4.5mの範囲で調整することができる。
- ② 反射鏡が道路上（車道上）に配置され、標準高では車両の往来に支障が生じる場合は、あらかじめ共架事業者にて他の共架物との調整を行い、路面から4.5～5.0mの高さを確保し施設することができる。

(共架設備の施設)

第5条 東電 PG の電柱に共架事業者の反射鏡を共架する場合の標準的な取付け工法については、図3により行うものとする。

(1) 一般電柱への共架の場合

- ① 既に設置されている電柱標識板等、巻広告、掛広告の表示を妨げないこと。
- ② 最下部の通信線とは0.3m以上の離隔を確保すること。ただし、当該通信線を所有する通信事業者の承諾を得たときは、この限りでない（有線電気通信設備令第10条）。
- ③ 先行して施設されている共架物と干渉しない様に施設すること。

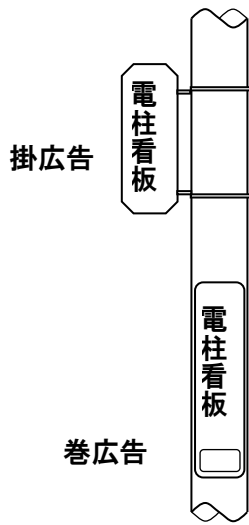


図2 巻広告・掛広告イメージ

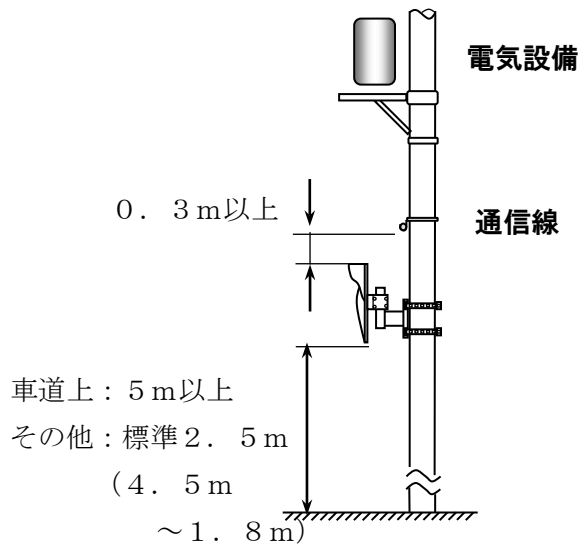


図3 設置高さ・離隔距離イメージ

- ④ 自在バンドによる取り付けを行う際には、図4の通り接地線を自在バンドで挟み込まない様、電柱面と接地線の間自在バンドを通し、接地線を損傷させないこと。

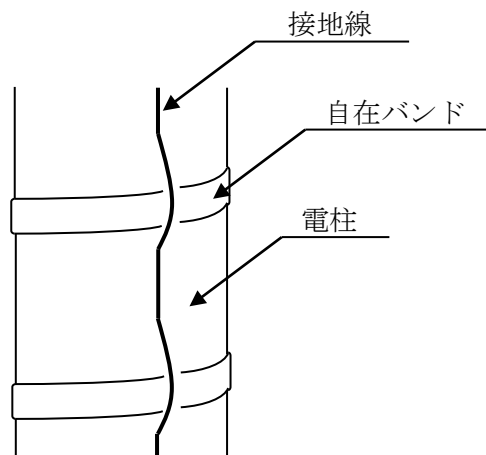


図4 自在バンド取付けイメージ

(本技術基準に定めのない事項)

第6条 この共架技術基準に定められていない事項については、社団法人日本道路協会が刊行する「道路反射鏡設置指針」によるものとし、共架事業者は必要に応じて当社と協議を行い、当社の承諾を得たうえで共架工事を実施するものとする。

以上

(以下余白)